

福岡県技能評価認定要綱

(目 的)

第1 この制度は、事業主又は事業主の団体（以下「事業主等」という。）が行う技能評価を県が認定することによって、実力評価の普及を促進するとともに、技能者の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

(定 義)

第2 この要綱で「技能評価」とは、事業主等が、その従業員に対して適正な実力評価をするために行う社内技能評価又は共同技能評価であって、国家技能検定制度等を補完するものをいう。

(範 囲)

第3 認定の範囲は、県内全産業のうち技能者及び技能的職種に従事している者を対象とした技能評価とする。

(申請者)

第4 認定を申請することができる者は、福岡県内に住所を有する事業主又は事業主の団体とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員、暴力団員が役員となっているもの又は暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

(評価基準)

第5 知事は、認定の対象となる職種に適用される基準（以下「評価基準」という。）を定めて公表する。

(認定の要件)

第6 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 技能評価が、労働者の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること。
- (2) 技能評価の試験基準（検定基準）が、評価基準に適していること。
- (3) 技能評価が、直接営利を目的としないこと。
- (4) 技能評価が、定期的実施されること。
- (5) 技能評価の実施方法が、公平であること。

(認定の申請)

第7 認定を受けようとする事業主等は、次の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 技能評価実施規程
- (3) 当該年度の技能評価に関する実施計画書

- (4) その他必要な書類
- 2 前項の技能評価実施規程は、技能評価に関し次の事項を記載したものとする。
- (1) 実施職種、級別区分及び評価を受けることができる要件に関する事項
 - (2) 技能評価の試験基準（検定基準）に関する事項
 - (3) 評価の実施回数、時期及び場所に関する事項
 - (4) 評価実施のための組織及び評価に当る者の選任に関する事項
 - (5) 問題の作成及び合否の判定に関する事項
 - (6) 合格した者に対する証明に関する事項
 - (7) 評価の受験手数料その他技能評価を受けようとする者から徴収する費用に関する事項
 - (8) 個人情報保護に関する事項
 - (9) その他技能評価に関し必要な事項

(認定)

- 第8 知事は、第7条第1項の申請を受理したときは、福岡県技能評価認定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて認定の可否を決定する。
- 2 知事は、前項の可否を判定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 審査会の組織及び運営については、別に定める。

(認定の表示)

- 第9 認定を受けた技能評価を実施する事業主等（以下「認定技能評価実施者」という。）は、認定を受けた技能評価（以下「認定技能評価」という。）については、「福岡県認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

- 第10 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した書類（様式第2号）を提出して、知事の承認を受けなければならない。
- 2 認定技能評価実施者は、代表者及び事業所又は団体の所在地を変更したときは、遅滞なくその内容を記載した書類（様式第3号）を知事に届け出なければならない。

(実施計画書の提出)

- 第11 認定技能評価実施者は、毎事業年度開始前に、当該年度の認定技能評価に関する実施計画書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実施状況報告書の提出)

- 第12 認定技能評価実施者は、事業終了後速やかに実施状況報告書（様式第5号の1）を知事に提出しなければならない。

(資料の提出)

第13 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、知事から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止の届出)

第14 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに廃止の時期及び理由を知事に届け出(様式6号)なければならない。

(認定の取消し)

第15 知事は、認定技能評価実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

(1) 第6条に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 第10条第1項の規定により知事の承認を受けなかったとき。

(3) 第10条第2項又は第11条から第13条までの規定により書類の提出を怠ったとき。

2 知事は、前項の処分をしようとするときは、必要に応じて審査会の意見を聴くものとする。

(合格証明)

第16 技能評価実施者は、合格した者に交付する技能評価合格証書に、当該技能評価が福岡県認定技能評価である旨の証明が必要なときは、証明申請書(様式第5号の2)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、認定技能評価実施者から、前項に掲げる申請があった場合には、内容を審査し、合格証明を行うものとする。

附 則

この要綱は平成26年8月19日から実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

